



第4章

警察等における死因究明等の 実施体制の充実

1 一層効果的かつ効率的な検視官の運用

【施策番号 30】

警察においては、今後見込まれる死体取扱数の増加に対応すべく、一層効果的かつ効率的な検視官の運用について検討するとともに、検視官が、現場に臨場していない場合であっても、警察署捜査員から送信された映像等によって死体や現場の状況をリアルタイムに確認し、現場臨場の要否や優先順位を判断すること等ができる映像伝送装置の整備・活用を推進している。

資料 4-1

警察の死体取扱業務における映像伝送装置の活用



出典：警察庁資料による

2 司法解剖及び調査法解剖の委託経費に関する必要な見直し

【施策番号 31】

警察庁においては、毎年、司法解剖や調査法解剖の実施状況を踏まえながら、日本法医学会等とも調整を行い、翌年度の解剖の委託経費について必要な見直しを行っている。

こうした見直しを踏まえ、令和7年度当初予算では、司法解剖に要する経費（2,623百万円）及び調査法解剖に要する経費（287百万円）を盛り込んだ。

資4-2

警察庁予算における司法解剖及び調査法解剖に要する経費の推移

（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
司法解剖	2,259	2,221	2,297	2,389	2,623
調査法解剖	275	270	289	300	287

出典：警察庁資料による

3 必要な薬毒物定性検査を迅速かつ的確に実施するための科学捜査研究所の体制整備等

【施策番号32】

警察においては、死体取扱業務において必要がある場合も含めて、本格的な薬毒物定性検査を実施する必要がある場合に、必要な検査を迅速かつ的確に実施することができるよう、科学捜査研究所における薬毒物の分析機器の更新や指定薬物等の鑑定用標準品の整備等を行うことで、その体制の整備を図っている。

各都道府県警察の科学捜査研究所におけるこれら分析機器等の整備状況等を踏まえ、令和6年度補正予算（第1号）では、薬毒物の分析機器の更新に要する経費（99百万円）を、令和7年度当初予算では、鑑定用標準品の整備に要する経費（3百万円）を盛り込んだ。

資4-3

薬毒物鑑定に係る分析機器



◆ 血液や尿中等に含まれる薬毒物、飲食物等の中に含まれる毒物の鑑定に用いる。



◆ 挥発性の低い物質を高感度に検出・特定することが可能であり、薬毒物鑑定に活用される。

出典：警察庁資料による

4 死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するための都道府県警察と都道府県医師会等との連携強化等

【施策番号33】

死因・身元調査法第5条の規定に基づく検査は、原則として、医師の協力を得て行われることから、警察においては、同検査を適切に実施するためにも、都道府県医師会等との合同研修会等を開催するなどして、検視や死体調査に立ち会う医師との連携を強化するよう努めている。

令和6年中に警察が取り扱った死体20万4,184体（交通関係及び東日本大震災の死者を除く。以下同じ。）のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づく薬毒物検査が行われたものは19万1,110体（93.6%）であった。

資料4-4 警察における薬毒物検査の実施体数・実施率の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
死体取扱数	169,496	173,220	196,103	198,664	204,184
うち薬毒物検査実施体数（※）	157,985	162,959	184,429	186,243	191,110
実施率	93.2%	94.1%	94.0%	93.7%	93.6%

※ 死因・身元調査法第5条の規定に基づき実施したものに限る。

出典：警察庁資料による

5 死亡時画像診断を実施する病院等との協力関係の構築及び強化

【施策番号34】

警察及び海上保安庁においては、取り扱った死体について、死亡時画像診断を実施する必要があると認められる場合に、確実に死亡時画像診断を実施できるよう、死亡時画像診断を実施する病院等との協力関係の構築及び強化に努めている。

なお、令和6年4月1日現在、都道府県警察において死亡時画像診断の実施に協力を得られる機関は1,462機関、海上保安部署において死亡時画像診断の実施に協力を得られる機関は239機関となっている。

また、令和6年中に警察が取り扱った死体20万4,184体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づく死亡時画像診断が行われたものは2万339体（10.0%）、令和6年中に海上保安庁が取り扱った死体381体のうち、同条の規定に基づく死亡時画像診断が行われたものは79体（20.7%）であった。

資料4-5-1 警察における死亡時画像診断実施体数・実施率の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
死体取扱数	169,496	173,220	196,103	198,664	204,184
うち死亡時画像診断実施体数(※)	14,551	16,534	18,249	18,983	20,339
実施率	8.6%	9.5%	9.3%	9.6%	10.0%

※ 死因・身元調査法第5条の規定に基づき実施したものに限る。

出典：警察庁資料による

資料4-5-2 海上保安庁における死亡時画像診断実施体数・実施率の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
死体取扱数	312	276	355	331	381
うち死亡時画像診断実施体数(※)	89	74	77	69	79
実施率	28.5%	26.8%	21.7%	20.8%	20.7%

※ 死因・身元調査法第5条の規定に基づき実施したものに限る。

出典：海上保安庁資料による

6 「身元確認照会システム」の適正かつ効果的な運用

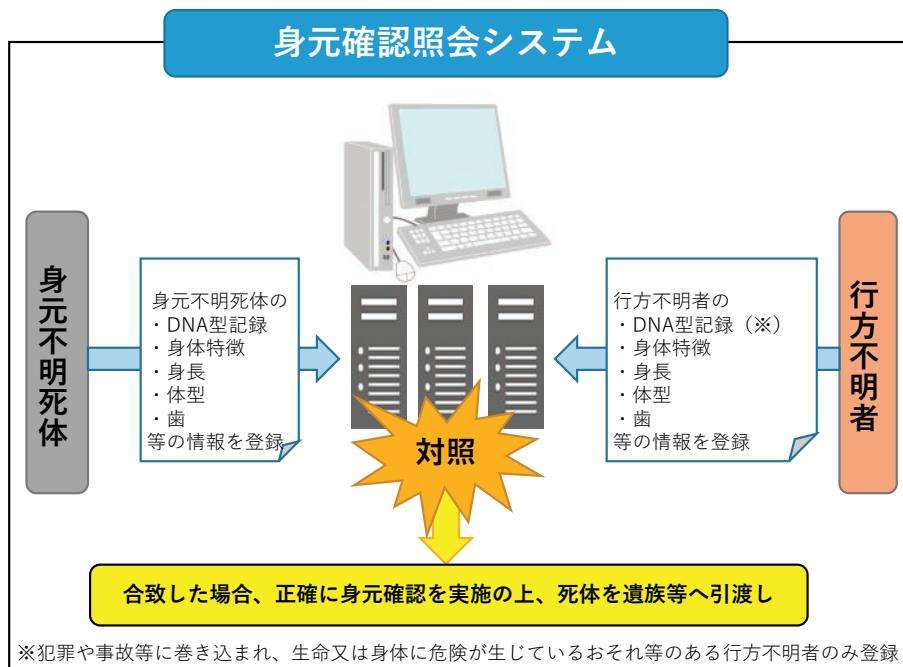
【施策番号 35】

警察においては、「身元不明死体情報」と「行方不明者情報」を対照するに当たって、DNA型記録の照会及び歯科所見情報を含む身体特徴等の照会により身元確認に活用する「身元確認照会システム」を構築し、以降、その適正かつ効果的な運用を図っている。

身元確認照会システムへの各情報の適切な登録、積極的な活用等により身元確認業務を推進したところ、令和6年中の身元不明死体の身元確認件数は132件であった。

なお、令和6年12月31日時点で、DNA型データベースに登録している身元不明死体のDNA型記録は8,218件、特異行方不明者等のDNA型記録は8,292件であり、令和6年中に、DNA型データベースに登録された身元不明死体のDNA型記録が身元確認の端緒となった件数は84件であった。

資料4-6-1 身元確認照会システムの概要



出典：警察庁資料による

資料4-6-2 警察における身元不明死体の身元確認件数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
身元確認件数	205	191	155	145	132

出典：警察庁資料による

資料4-6-3 警察における身元不明死体票作成数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
身元不明死体票作成数	661	518	510	543	518

出典：警察庁資料による

7 身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施するための鑑定体制の整備等

【施策番号36】

警察においては、身元不明死体の身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施することができるよう、各都道府県警察の科学捜査研究所の鑑定体制の整備を図っている。

令和7年度当初予算では、DNA型鑑定資機材の整備状況等を踏まえて、身元不明死体の身元確認のためのDNA型鑑定も含めたDNA型鑑定の推進に要する経費（3,362百万円）を盛り込んだ。

写真4-7 ➤ DNA型鑑定の実施の様子



写真提供：警察庁

8 鑑識官の配置の拡充による検視等実施体制の充実

【施策番号37】

海上保安庁においては、全国の海上保安部署のうち死体取扱件数等が多い部署を中心に、鑑識業務及び死体取扱業務に係る事務を職務とする鑑識官の増員を行うなどして、検視等の実施体制の充実を図っている。

なお、鑑識官の配置に当たっては、鑑識上級研修等を修了して検定に合格し、かつ、法医学研修を修了した者の配置に努めている。

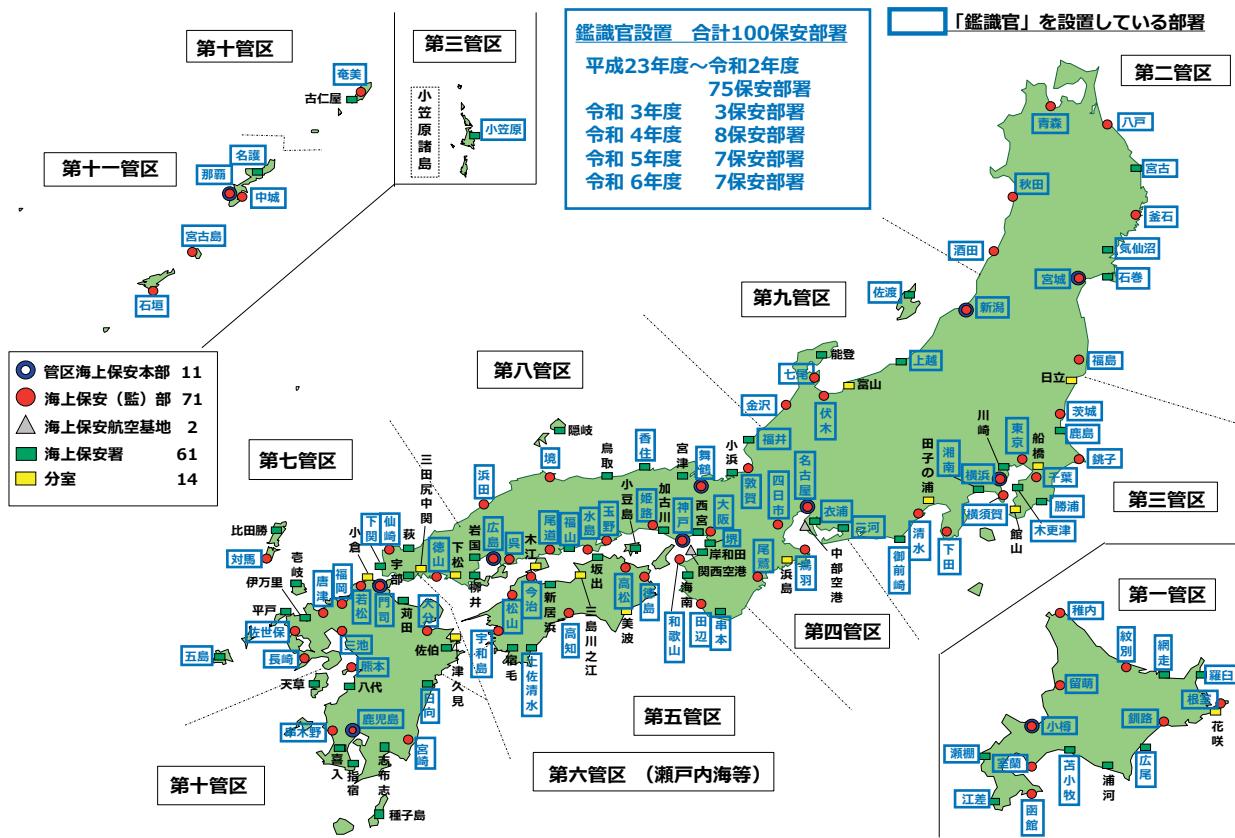
令和6年度は、海上保安部署7部署に鑑識官を増員しており、令和6年4月1日時点で、全国の海上保安部署148部署のうち、100部署に鑑識官を配置している。

写真4-8-1 ➤ 鑑識官の活動の様子



写真提供：海上保安庁

資料4-8-2 鑑識官の配置状況



9 死体取扱業務に必要な知識及び技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充

【施策番号38】(再掲)

P13 【施策番号17】参照

10 海上保安庁における死体取扱業務に必要な資機材等の整備

【施策番号39】

海上保安庁においては、海上保安部署に、検視室、遺体保存用冷蔵庫等の死体取扱業務に必要な資機材等の整備を図っている。

令和6年度は、新たに海上保安部署4部署に検視室を、3部署に遺体保存用冷蔵庫を整備するなどしており、令和7年3月31日時点で、全国の海上保安部署148部署のうち、91部署に検視室が、88部署に遺体保存用冷蔵庫が整備されている。

写真4-10 海上保安部署の検視室



写真提供：海上保安庁

11 死因・身元調査法に基づく検査を適切に実施するための海上保安庁と都道府県医師会、法医学教室等との協力関係の構築及び強化

【施策番号 40】

海上保安庁においては、死因・身元調査法に基づく検査を適切に実施するためには、検案する医師や大学の法医学教室等の協力が必要であることから、各管区海上保安本部の刑事課長等を対象とした会議等の機会を通じて、その協力関係の重要性について周知を図っているほか、地方協議会への積極的な参画や、都道府県医師会や大学の法医学教室等との合同研修会等への積極的な参加等により、これらの機関・団体との協力関係の構築及び強化に努めている。

12 身元不明死体に係る必要なDNA型鑑定、歯牙の調査等を確実に実施するための海上保安庁と都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の構築及び強化

【施策番号 41】

海上保安庁においては、身元不明死体の身元確認を行う際に、DNA型鑑定を実施するには大学の法医学教室又は都道府県警察の協力が、歯牙の調査を実施するには歯科医師の協力が必要であることから、各管区海上保安本部の刑事課長等を対象とした会議等の機会を通じて、その協力関係の重要性について周知を図っているほか、地方協議会への積極的な参画や、都道府県歯科医師会や大学の法医学教室等との合同研修会等への積極的な参加等により、これらの機関・団体との協力関係の構築及び強化に努めている。

なお、令和6年中に海上保安庁が取り扱った死体381体のうち、DNA型鑑定が行われたものは54体（14.2%）、歯牙の調査が行われたものは35体（9.2%）であった。

TOPICS

5 検視官の育成に向けた取組

警察では、的確な死体取扱業務を実施するため、死体取扱業務の専門家である検視官を運用しており、検視官には、死体及び現場の観察力や厳しい勤務環境に耐え得る体力及び精神力を有することなどが求められる。

検視官は、死体取扱現場に積極的に臨場し、死体の状況や現場に残された資料の確認、関係者からの聴取等の調査・捜査が確実に実施されるよう、警察署の警察官に対する必要な指導・助言を行うなどしており、犯罪死の見逃し防止に大きな役割を果たしている。

警察庁では、検視官を育成するため、日本法医学会・日本法医病理学会から、専門的な知見のある講師の推薦、カリキュラムの作成等についての協力も得ながら、大学法医学教室の教授等による法医学、解剖生理学等の講義や、大学法医学教室等における解剖見学、現役検視官による同行研修等を盛り込んだ研修を行っている。

この研修は、年に2回、60人ずつ計120人を対象に、概ね7週間、警察大学校等に泊まり込みで集中的に実施している。

また、検視官の補助者として勤務している警部補の階級にある者等で、将来、検視官として登用するにふさわしい者に対しても、年に2回、35人ずつ計70人を対象に、法医学の基礎的知識や検視官の補助者等としての必要な知識を習得させ、将来の検視官候補生としての意識付け及び検視体制の充実を図るため、概ね3週間、関東管区警察学校及び近畿管区警察学校等において、集中的な研修を実施している。

その他、各都道府県警察においても、死体取扱業務に従事する警察署の警察官等に対し、各都道府県警察学校等において、大学法医学教室の教授や医師、歯科医師等による講義・研修等を集中的に実施している。

警察では、犯罪死の見逃し防止のため、引き続き、関係機関・団体の協力を得ながら、検視官等に対する研修内容の充実に努め、その技術や能力の向上に努めていくこととしている。

研修における講義の様子



写真提供：警察庁